

## 地域再生基本方針の一部変更について

〔令和6年 月 日〕  
閣議決定案

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

2の2）中「税制面から支援」を「税制面から後押し」に改める。

2の3）中「寄与する」を「寄与する、」に、「地方における本社機能の強化」を「本社機能を有している業務施設の地方への移転及び地方における拡充」に改め、「地方への本社機能」の下に「を有している業務施設」を加える。

4の3）①口中「5）⑰、⑱及び⑲」を「5）⑱、⑲及び⑳」に改め、同③ニ a. 中「本社機能」の下に「を有している業務施設」を加え、「強化」を「拡充」に改める。

4の5）中㉔を㉕とし、⑧から⑲までを⑨から㉔までとし、同⑦の題名中「本社機能」の下に「を有する拠点」を加え、同口中「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」の下に「（これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の寄宿舍、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（以下「特定業務児童福祉施設」という。）を整備する事業を含む。）」を加え、同ホ a. 中「事業税、」の下に「当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設に係る」を加え、同 b. 中「特定業務施設」の下に「若しくは当該特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設」を加え、同⑦を同⑧とし、同⑥中「（昭和23年法律第109号）」を削り、同⑥を同⑦とし、同③から同⑤までを同④から同⑥までとし、同②中「第13条の2」を「第13条の3」に改め、同②を同③とし、同①の次に次のように加える。

② まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例

法第13条の2により、認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された法第5条第4項第1号イに規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であって、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設であるもの（同法第244条の2第1項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるものを含む。）の整備に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費で

あつて地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第5号に規定する経費とみなす。

別表を別紙のように改める。

#### 附 則

この基本方針の変更は、閣議決定の日から施行する。

# 別紙

# 別表（地域再生計画と連動する施策）

（※1）地域再生計画と連動する方法欄について、「支援要件」は地域再生計画の認定を受けることが支援の要件となる施策、「特別支援」は地域再生計画の認定を受けた場合に採択要件の緩和や補助率のかさ上げなどの特別な支援が受けられる施策、「優先採択」は地域再生計画の認定を受けた場合に優先採択や加算措置などの重点的な支援が受けられる施策、「その他」はその他の方法により連動する施策。

（※2）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

（※3）特定政策課題の欄について、地域再生基本方針3の3）特定政策課題の具体的テーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「6次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法				プログラム分類							特定政策課題のテーマ分類					
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外団地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー
まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））	デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る観点から、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援するため、予算の範囲内で、交付金を交付する。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地方創生応援税制（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例）	認定地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附を行う法人に対して、課税の特例措置を講ずる。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎	◎	◎						
特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講ずることにより、対象事業の充実を図る。	内閣府	◎				◎	◎		◎	◎			◎		◎	◎	◎	◎
特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省	◎									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地方における本社機能を有する拠点の強化を行う事業者に対する特例	地方において本社機能を有する拠点の強化を行う地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省	◎				◎				◎								
地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	認定市町村が、認定市町村の議会の議決及び公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画を認定したときは、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、都市公園の占用に関する特例措置を講ずる。（※併せて、地域再生計画及び地域来訪者等利便増進活動計画に、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、交付金として交付する措置の内容について記載する必要あり。）	内閣府 国土交通省	◎				◎	◎		◎	◎	◎							
商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業計画を作成したときは、商店街振興組合の設立要件の緩和、中小企業への資金調達面での支援等の特例措置を講ずる。	内閣府 経済産業省	◎				◎				◎								
地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	市町村が、認定地域再生計画に記載された①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項 ②農用地等の保全及び利用に関する事項について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準、開発許可等の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎				◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎





施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法										プログラム分類					特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	海外回地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー			
農山漁村振興交付金	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。当該施策が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定等に当たり配慮する。	農林水産省			◎		◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎				
中小企業活性化協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業活性化協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁	◎								◎											
地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	地域の諸課題(社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など)の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮する。	国土交通省			◎							◎				◎	◎					
地域公共交通確保維持改善事業	地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の維持・確保を図るため、官民、交通事業者間、医療機関等の他分野との共創やMaaSのさらなる高度化を推進するプロジェクトとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省			◎							◎			◎	◎	◎					
住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)	居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備等に対して支援する。	国土交通省		◎			◎	◎		◎						◎						
生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、サービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象とする。	国土交通省 厚生労働省		◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎								
地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場(共通プラットフォーム)を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省			◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。	環境省			◎								◎							◎		